

水質汚濁防止法の届出について

目 次

1 水質汚濁防止法 届出について	
1 届出の種類	2
2 届出関係条文	2
2 届出書記載例・記載上の注意事項	
・特定施設設置（使用・変更）届出書	4
・有害物質貯蔵指定施設設置届出書	22
・氏名等変更届出書	34
・特定施設使用廃止届出書	36
・承継届出書	38

V e r 1

静岡県 生活環境課

1. 届出の種類

届出の種類	書類の様式
特定施設設置届 (法第5条)	特定施設 様式第1 + 別紙1～5 + 参考事項
特定施設使用届 (法第6条)	有害物質貯蔵指定施設等 様式第1 + 別紙11～14 + 参考事項
特定施設変更届 (法第7条)	上記と同じ ※変更部分について変更前、変更後の内容を対照させる。
実施制限期間短縮願(法第9条)	実施制限期間短縮願
氏名等変更届 (法第10条)	様式第3
特定施設使用廃止届(法第10条)	様式第4
承継届 (法第11条)	様式第5

※届出に際しては、各種様式の他、図面等の添付が必要になります。(記載例参考)

2. 届出関係条文(省略等の部分がありますので、全文は法令で確認して下さい)

第5条(特定施設等の設置の届出) …… 特定施設(有害物質貯蔵指定施設等)設置届

…略…公共用水に水を排出するものは、特定施設を設置しようとするときは、…略…、次の事項(特定施設が有害物質使用特定施設に該当しない場合又は次項の規定に該当する場合にあつては、第5号を除く。)を都道府県知事に届け出なければならない。

- 3 工場若しくは事業場において有害物質使用特定施設を設置しようとする者…略…有害物質貯蔵指定施設を設置しようとする者は、…略…次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。(この場合は次の1・2・4～6・9が上げられています。)

- 1 氏名又は名称及び住所、法人にあつてはその代表者の氏名
- 2 工場又は事業場の名称及び所在地
- 3 特定施設の種類
- 4 特定施設(有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設)の構造
- 5 特定施設(有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の場合のみ)の設備
- 6 特定施設(有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設)の使用の方法
- 7 汚水等の処理の方法
- 8 排出水の汚染状態及び量
- 9 その他環境省令で定める事項
主要なものとして、排出水に係る用水及び排水の系統

※なお、第9条(実施の制限)の規定により、この届出は原則として工事着手予定日の61日以上前までに提出の必要があります。原則は、特定施設の設置により環境に対して負荷を与えることから、正当な理由がない限り実施制限期間の短縮は認めていません。

第6条(経過措置) …… 特定施設(有害物質貯蔵指定施設等)使用届

一の施設が特定施設(有害物質貯蔵指定施設等)となつた際にその施設を設置している者…略…は、当該施設が特定施設(有害物質貯蔵指定施設等)となつた日から30日以内に、…略…前条第1項各号、第2項各号又は第3項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

※届出に必要な事項は、第5条と同じです。

第7条（特定施設等の構造等の変更の届出）……**特定施設（有害物質貯蔵指定施設等）変更届**

第5条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第4号から第9号までに掲げる事項、同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項又は同条第3項第3号から第6号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、……略……その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※特定施設の構造・使用の方法・汚水等の処理の方法などの変更に係る届出の義務を規定しています。
※設置届と同様、第9条（実施の制限）の規定により、この届出は原則として**工事着手予定日の61日以上前**までに提出の必要があります。

第9条（実施の制限）……**実施制限期間短縮願**

第5条の規定による届出をした者又は第7条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、……略……設置し、又は……略……構造、設備若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の変更をしてはならない。

- 2 都道府県知事は、……略……届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

※設置あるいは変更届を提出する際、実施制限期間の短縮の希望がある場合は、実施制限期間短縮願を同時に提出することになります。

第10条（氏名の変更等の届出）……**氏名等変更届、特定施設（有害物質貯蔵施設等）使用廃止届**

……略……届出をした者は、その届出に係る第5条第1項第1号若しくは第2号、……略……に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設（有害物質貯蔵指定施設等）の使用を廃止したときは、**その日から30日以内**に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

※届出者の代表者等に変更があつた場合届出が必要です。（工場長等が代表者の委任を受けて届出をしている場合で、工場長等の変更があつても必要ありません）。

第11条（承継）……**承継届**

……略……届出をした者からその届出に係る特定施設（有害物質貯蔵指定施設等）を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設（有害物質貯蔵指定施設等）に係る当該届出をした者の地位を承継する。

※その他、相続・合併又は分割した場合も同様です（同条第2項）。

※承継した者は、その**承継があつた日から30日以内**に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない（同条第3項）

※「承継した者」とは、

- ・ 特定施設を譲り受けた者、借り受けた者
- ・ 特定施設の届出をしている者（個人）について、相続が生じた場合の相続人
- ・ 特定施設の届出している法人が合併した場合、合併により設立した法人又は合併後存続する法人
- ・ 特定施設の届出している法人が分割した場合、分割により当該特定施設を承継した法人

※ 特定施設の届出している法人が、特定施設を設置していない法人を吸収合併する際に、社名を変更するケースがあるが、この場合は、「承継」ではなく、単なる「社名変更」であるため、「氏名等変更届出書」の提出が必要となる。（特定施設の移動がないため）

① 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書

② 平成25年 4月 1日

静岡県知事 川勝 平太 様

〒0000-0000
 フリガナ シズオカシ00ク
 住所 静岡市00区×-×-×

届出者

フリガナ 00キンゾクカブシキガイシヤ

氏名又は名称及び住所並びに
 法人にあってはその代表者の氏名

氏名 00金属株式会社
 代表取締役社長 静岡 太郎

③

①

印

水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）
~~静岡県生活環境の保全等に関する条例第25条（第26条、第26条の2、第27条、第28条）~~
~~（有害物質貯蔵指定施設）~~ の規定により、特定施設
 について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		00金属(株)静岡工場	④	※整理番号	
工場又は事業場の所在地		〒0000-0000 00市00町×-×	⑤	※受理年月日	年 月 日
水濁法第5条第1項 関係	特定施設の種別	6.5 酸又はアルカリによる表面処理施設	⑥	※施設番号	
	有害物質使用特定施設の該当の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		※審査結果	
	△特定施設の構造	別紙1のとおり。		※備考	
	△特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）	別紙1の2のとおり。			
	△特定施設の使用の方法	別紙2のとおり。			
	△汚水等の処理の方法	別紙3のとおり。			
	△排出水の汚染状態及び量	別紙4のとおり。			
△排出水に係る用水及び排水の系統	別紙5のとおり。				
水濁法第5条第2項 関係	有害物質使用特定施設の種別	⑦			
	△有害物質使用特定施設の構造				
	△有害物質使用特定施設の使用の方法				
	△汚水等の処理の方法				
	△特定地下浸透水の浸透の方法				
△特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統					

記載上の注意事項（様式第1）表面

- ◎ まず、様式欄外の「備考」を確認しておきましょう。
- ◎ 様式1は、特定施設あるいは有害貯蔵施設について、設置、使用あるいは変更の場合について、共通の様式となっています。

① 届出の名称、根拠条文等

→標題この様式は、このため、該当のない字句は、二重線（＝）で抹消し、届出の主旨を明らかにします。特定施設か有害物質貯蔵施設か、設置か使用か変更か、どの条文に該当しますか。

水濁法の場合

設置（使用、変更） 5条1項（6条、7条）	設置（使用、変更） 5条1項（6条、7条）	設置（使用、変更） 5条1項（6条、7条）
--	--	--

県条例の場合

設置（使用、変更） 35条（37条、38条）	設置（使用、変更） 35条（37条、38条）	設置（使用、変更） 35条（37条、38条）
---	---	---

② 届出日

→市町に提出し受理された日（受付印の日付）ですが、届出書に不備等があれば受理されないので、日付けを空欄にし、受理されることになってから、その場で日付けを記載します。

③ 届出者

- 氏名及び住所を記入し押印しますが、法人にあつては、本社の住所、社名及び代表者の職名・氏名を記載の上、代表者印（印鑑登録済の印鑑、民間会社の場合は丸印）を押印します。押印は3部とも押印します。
- 工場長等の代理者に届出手続きを委任している場合には、届出者欄には工場長等の代理者の職名、氏名を記載の上、委任状を添付します。
- 委任状は写しで構いませんが、届出書3部にそれぞれ添付します。

④ 工場又は事業場の名称

- 届出施設が設置される（されている）場所を示します。工場の場合、通常「〇〇会社〇〇工場」記載と、俗称や略称でなく正式な名称で記載します。
- 以前の届出がある場合、名称に変更がないか確認しましょう。変更がある場合は、別途「氏名等変更届」を提出必要があります。（合併等による変更は、「氏名等変更届」ではなく、「承継届」を提出する場合があります。）

⑤ 工場又は事業場の所在地

- 届出施設が設置される（されている）場所を示します。住居表示で示される地区は通常これを記載します。
- 以前の届出がある場合、所在地に変更がないか確認しましょう。変更がある場合は、別途「氏名等変更届」を提出必要があります。（地番を住居表示に改めた場合も含めます。）

⑥ 特定施設の種類の種類

- 水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び施設の名称を記載します。
- 当該事業場に設置されている全ての特定施設の番号及び名称を記載します。

⑦ 「水質汚濁防止法第5条第2項」及び「県生活環境保全条例第36条」関係

- 有害物質使用特定施設からの排水を地下浸透させようとする場合のみ（但し、原則禁止）記載しますが、通常はそういった場合がないので抹消します。

水濁法第5条第3項 関係	県生活環境保全条例第36条の2	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	8
		△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙7のとおり。	
		△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙8のとおり。	
		△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙9のとおり。	
		△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙10のとおり。	

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1及び静岡県生活環境保全等に関する条例施行規則別表第6に掲げる号（項）番号及び名称を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。なお、可能な限り同一図面等の中に複数の記載を行うことで、図面等の数は必要最低限とすること。
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 8 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

- ⑧ 「水質汚濁防止法第5条第3項」及び「県生活環境保全条例第36条の2」関係
→有害物質使用特定施設、有害物質貯蔵指定施設の設置変更する場合記載します。

特定施設の構造

工場又は事業場における施設番号	① A-1	A-2
特定施設号(項)番号及び名称	② 65 酸アルカリによる表面処理施設	65 酸アルカリによる表面処理施設
型式	③ 連続コンベア式	連続コンベア式
構造	④ ステンレス製角型槽	ステンレス製角型槽
主要寸法	12m×1.7m×1mH	15m×1.7m×1mH
能力	⑤ 5000個/時	5000個/時
配置	⑥ 添付資料図1のとおり	添付資料図1のとおり
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成10年 7月 10日	平成25年 6月 8日
工事完成予定年月日	⑦ 平成10年 7月 17日	平成25年 6月 15日
使用開始予定年月日	平成10年 7月 20日	平成25年 6月 16日
その他参考となるべき事項	⑧ 同一施設の数： 3基 (今回変更なし)	同一施設の数： 1基 (今回新設)

- 備考 1 配置の欄には、当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。
- 2 その他参考となるべき事項の欄には、当該特定施設が有害物質使用特定施設に該当する場合には、施設の床面及び周囲の構造等を記載すること。

記載上の注意事項(別紙1「特定施設の構造」)

- ◎ 別紙1～4は、1ページに2列の記入欄があります。
設置届出書、使用届出書の場合は、2つの特定施設について記入できます。3つ以上記載する時は適宜書式を追加して下さい。
変更届の場合は、2列の記入欄の左側を変更前に、右側を変更後とし、1つの特定施設について変更前後の数値、名称等を左右対照となるよう記載し、変更内容がわかるようにして下さい。つまり、変更届出書の場合は、別紙1～4を1つの特定施設につき1ページ用いることになります。
 - ◎ まず、様式欄外の「備考」を確認しておきましょう。
 - ◎ 今回届出対象の特定施設だけではなく、既設の特定施設を含めて全て記載します。
 - ◎ 特定施設に変更がある場合には、**変更前**と**変更後**を対比させて、変更事項が分かるように記載します。
 - ① 工場又は事業場における施設番号
→当該特定事業場で用いている施設番号や名称があれば、それを記載します。特になければ記載の必要はありません。
 - ② 特定施設番号及び名称
→該当する特定施設の番号及び名称を記載します。
 - ③ 型式
→具体的な装置名、メーカー型番号等を記載します。
 - ④ 構造
→装置の材質等を記載する。特定施設の構造の説明に当たっては、適宜、平面図、断面図等を添付します。
 - ⑤ 能力
→生産能力、処理能力、容量等を記載します。
 - ⑥ 配置
→建屋内のどの位置に特定施設があるか、図面の添付等により明らかにします。
(別紙2「特定施設の使用法」の「設置場所」には、どの建屋に特定施設があるかを記載します。)
→両方の状況が分かれば、同一の図面でも構いません。
 - ⑦ 設置年月日等
→「設置年月日」は、特定施設使用届出(経過措置)の場合のみ、記載します。
→「工事着手予定年月日」は、市町の受付日の61日前でなければなりません。61日前でない場合には、別途「実施制限期間短縮願」の提出が必要となります。
→「工事着手年月日～使用開始年月日」は、処理施設の改造等がない場合は、最終の工事に係る年月日を記載します。
 - ⑧ その他参考となるべき事項
→同一施設の数等を記載します。
- ※ 図面を添付する場合には、できる限り特定施設の配置図、用排水の経路及び排水処理施設の設置場所等を同一図面で説明して下さい。なお、図面は極力A3版以内の大きさとして下さい。
- ※ 特定施設の数が多い場合には、当該様式には記載せず、適宜、特定施設の一覧表を作成の上、添付しても差し支えありません。(別紙2「特定施設の使用の方法」も同じ)

特定施設の設備

工場又は事業場における施設番号		
特定施設号(項)番号及び名称		
設 備		
構 造		
主 要 寸 法		
配 置		
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日	年 月 日
その他参考となるべき事項		

- 備考 1 有害物質使用特定施設に該当しない場合には、本様式を提出することを要しない。
- 2 配置の欄には、当該特定施設の設備の配置を記載すること。

記載上の注意事項（別紙１の２「特定施設の設備」）

- ◎ まず、様式欄外の「備考」を確認しておきましょう。
- ◎ 有害物質使用特定施設、貯蔵指定施設に該当しない場合、提出する必要はありません。
- ◎ 記載上の注意事項は、「別紙１」の注意事項を参照して下さい。

特定施設の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	A-1		A-2		
特定施設号(項)番号及び名称	65 酸アルカリによる表面処理施設		65 酸アルカリによる表面処理施設		
設置場所	添付資料図-1のとおり		添付資料図-1のとおり		
操業の系統	原料→アルカリ脱脂→水洗→乾燥→製品		原料→酸洗浄→水洗→乾燥→製品		
使用時間間隔	連続		連続		
1日当たりの使用時間	8時間		8時間		
使用の季節的変動	なし		なし		
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量	アルカリ系脱脂剤 10g/L		塩酸 5L/日		
汚水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	9.0~12		3.5~4.0	
	BOD (mg/l)	13	16	10	15
	SS (mg/l)	10	15	10	15
	n-ヘキサン (mg/l)	3	5	3	5
汚水等の量 (m ³ /日)	通常	最大	通常	最大	
	30	43	10	12	
その他参考となるべき事項	汚水等の量については、3台の合計である。(今回変更なし)		(今回新設)		

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

記載上の注意事項（別紙2「特定施設の使用の方法」）

- ◎ まず、様式欄外の「備考」を確認しておきましょう。
 - ◎ 今回届出対象の特定施設だけではなく、既設の特定施設を含めて全て記載します。
 - ◎ 特定施設に変更がある場合には、変更前と変更後を対比させ、変更事項が分かるように記載します。
 - ◎ 土壌汚染対策法の関連で④についてはできる限り詳しく記載して下さい。
-
- ① 「工場又は事業場における施設番号」、「特定施設番号及び名称」
→別紙1「特定施設の構造」を参照して下さい。
 - ② 操業の系統
→特定施設を含む操業の系統について記載します。
 - ③ 使用の季節的変動
→使用時間等に季節的変動がある場合に、その状況を記載します。
 - ④ 原材料（消耗材料を含む）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量
→特定施設を含む作業工程において、使用する原材料（消耗材料を含む）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量について、記載します。
→特に有害物質、重金属を含む原材料等は確実に記載して下さい。
 - ⑤ 汚水等の汚染状態
→当該特定施設から排出される汚水、廃液等について、pH、BOD（又はCOD）、SSの他有害物質や重金属を使用している場合は、それらの項目についても記載して下さい。
→汚水等を循環使用又は業者回収する場合にも、汚染状態を記載します。
→実測データに即して記載できない場合には、計算値等により記載します。
 - ⑥ 汚水等の量
→当該特定施設から排出される汚水や廃液等の量を記載します。
（当該特定事業場全ての排水量でないので、注意して下さい。）
→汚水等が循環使用されている場合や廃棄物として業者回収される場合は、その旨と、回収、引き抜き等の頻度や量を、「その他参考となるべき事項」欄に記載します。
 - ⑦ その他参考となるべき事項
→上記の内容の他に、当該特定施設以外の施設及び工程等で有害物質を使用している場合に、その物質名や使用量を記載して下さい。

汚水等の処理の方法

工場又は事業場における施設番号	①								
処理施設の設置場所	添付資料図1のとおり								
設置年月日	②	年 月 日	年 月 日						
工事着手予定年月日		年 月 日	年 月 日						
工事完成予定年月日	③	年 月 日	年 月 日						
使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日						
種類及び型式	生物処理装置 散気ばっき式		中和施設						
構造	鉄筋コンクリート製		FRP製						
主要寸法	16m×8m×5m		3m×4m×2m						
能力	1300m ³ /日		1300m ³ /日						
処理の方式	標準活性汚泥処理		同左						
処理の系統	④	添付資料図2のとおり	同左						
集水及び導水の方法	⑤	添付資料図1のとおり	同左						
使用時間間隔	連続		同左						
1日当たりの使用時間	24時間		同左						
使用の季節変動	なし		なし						
消耗資材の1日当たりの用途別使用量	⑥	pH調整剤 NaOH 450kg	pH調整剤 硫酸 100kg						
汚及水等の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大				
		処理前	処理後	処理前	処理後				
	pH	3.5~4.0	5.8~8.6		9~12	5.8~8.6			
	BOD(mg/l)	120	20	150	25	15	15	20	20
	SS(mg/l)	440	40	515	50	30	30	40	40
	n-ヘキサン(mg/l)	15	3	20	5	15	3	20	5
	大腸菌(個/cm ³)	<3000	<3000	<3000	<3000	<3000	<3000	<3000	<3000
⑦	量(m ³ /日)	100	100	150	150	40	40	55	55
残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法	⑧	余剰汚泥 115t（余剰汚泥と浮上スカムを混合して脱水後、産業廃棄物業者に委託して処理）							
排出水の排出方法	添付資料図1のとおり		排出口数 1 同左						
その他参考となるべき事項	⑨	変更なし		変更なし					

- 備考 1 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。
 2 排水の排出方法の欄には、排出口の位置及び数並びに排出先を含め記載すること。
 3 参考の欄には残さ処理委託先業者名を記載すること。

記載上の注意事項（別紙3「汚水等の処理の方法」）

- ◎ まず、様式欄外の「備考」を確認しておきましょう。
- ◎ 当該特定事業場に設置されている全ての排水処理施設について、記載します。
- ◎ 特定施設ごとの処理方法ではありません。
- ◎ 増設等がある場合には、既設分についても記載します。

- ① 工場又は事業場における施設番号
→当該特定事業場で用いている施設番号や名称があれば、それを記載します。なお、特になければ記載の必要はありません。
- ② 設置年月日
→排水処理施設が設置された年月日を記載します。
- ③ 工事着手年月日～使用開始年月日
→処理施設の改造等がない場合は、最終の工事に係る年月日を記載します。
- ④ 処理の系統
→処理のプロセスを簡潔に記載します。（別紙による説明でも構いません。）
- ⑤ 集水及び導水の方法
→各汚水の処理施設までの集水及び導水の方法について、記載します。
- ⑥ 消耗資材1日当たりの用途別使用量
→汚水等の処理施設において、中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりの用途別使用量を記載します。
- ⑦ 汚水等の汚染状態及び量
→当該処理施設で処理される汚水等の処理前と処理後の水量及び水量を記載します。
→処理施設を通らない冷却水等がある場合には、必ずしも、当該特定事業場全体の排出水量及び水質と同一の数値になるとは限りません。
→実測データに即して記載できない場合には、計算値等により記載します。
- ⑧ 残さの種類、1月間の種類別生成量及び処理方法
→汚水等の処理によって生ずる残さの種類（浄化槽汚泥、金属スラッジ等）、及び1月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要を記載します。
- ⑨ 排出水の排出方法
→排出口の位置及び数を記載します。（別紙の図面による説明でも構いません。）

- ※ 汚水等の処理方法の説明に当たっては、適宜、処理施設の平面図、断面図、排水処理のフローシートを添付して下さい。

排水水の汚染状態及び量

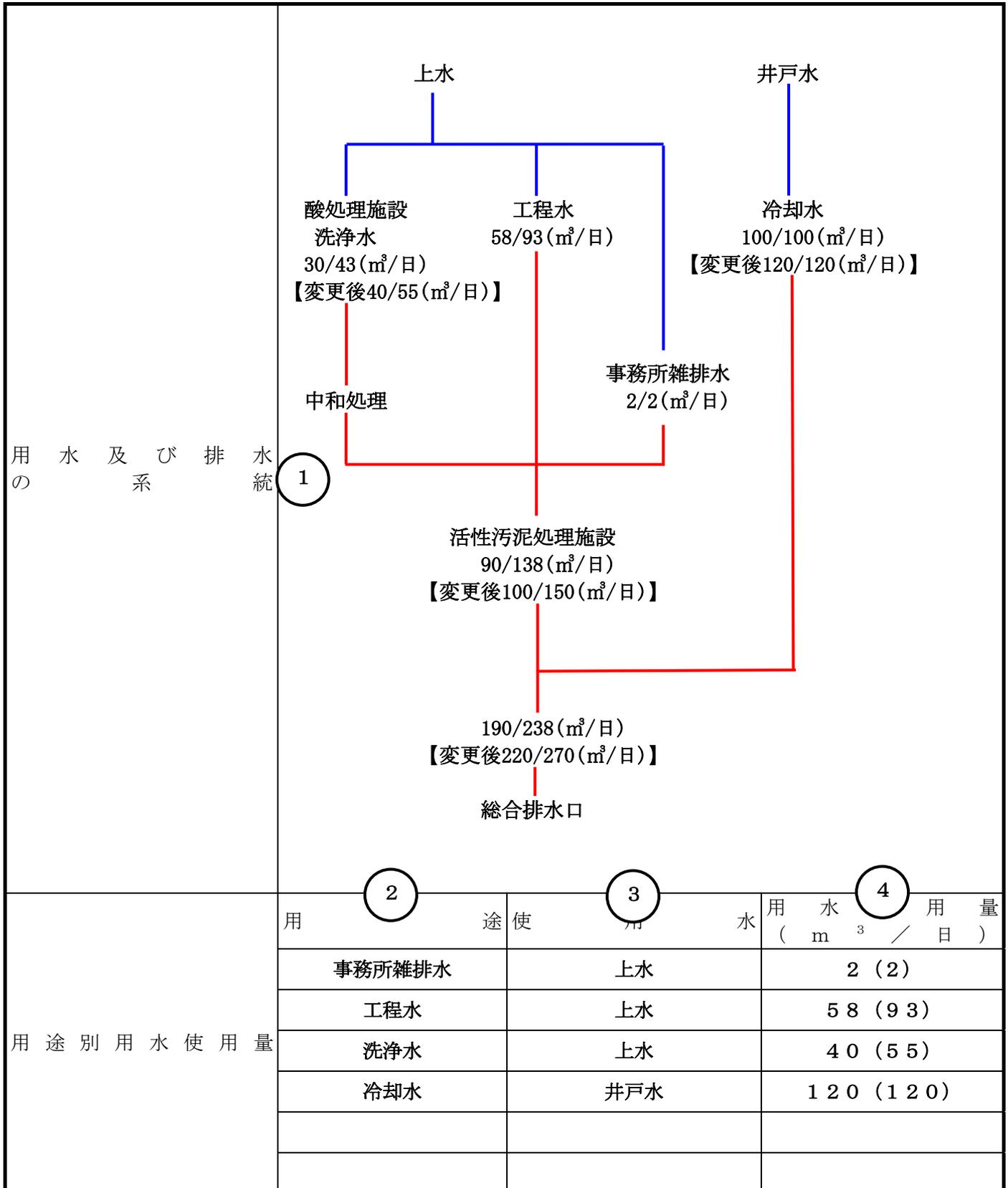
工場又は事業場における施設番号		① 総合排水口（変更前）		総合排水口（変更後）	
排水の汚染状態	種類・項目	通常	最大	通常	最大
	pH	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	BOD (mg/l)	15	20	15	20
	SS (mg/l)	30	40	30	40
	n-ヘキサン (mg/l)	10	12	10	12
	大腸菌数 (個/cm ³)	<3000	<3000	<3000	<3000
②		通常	最大	通常	最大
排水水の量 (m ³ /日)		③ 190	238	220	270
④ その他参考となるべき事項		排水水の排出先 (〇〇川) を経て (▲▲▲) 川 へ 海		排水水の排出先 (〇〇川) を経て (▲▲▲) 川 へ 海	

備考 汚水等の汚染状態の欄には、当該特定事業場の排水水に係る排水基準に定められた事項について記載すること。

記載上の注意事項（別紙4「排出水の汚染状態及び量」）

- ◎ まず、様式欄外の「備考」を確認しておきましょう。
 - ◎ 工程排水のみならず、冷却水や生活系排水等も含まれます。
 - ◎ 雨水専用口もあれば記載して下さい。（通常は「0」となります。）
 - ◎ 当該特定事業場から公共用水域に水を排出する全ての排出口について、各々排出口別に記載して下さい。
-
- ① 工場又は事業場における施設番号
→当該特定事業場で用いている施設番号や名称があれば記載します。（図面等の表示と一致させて下さい。）
 - ② 排出水の汚染状態
→pH、BOD（又はCOD）、SSその他、当該特定事業場で使用している有害物質及び重金属並びに処理施設で処理をしている物質等について、各項目の水質の通常値（通常の操業状態の平均的な数値）と最大値を記載します。
→業者回収やクローズドシステム等によって、廃液が排水水として、通常排出されない場合であっても、工場内で使用する物質等を記載します。
（通常、最大とも定量限界値未満、例えば「0.005未満」として扱うのが一般的です。）
→実測データ等に即して記載できない場合でも、計算値等から必要事項を必ず記載して下さい。
 - ③ 排水水の量
→各排水口ごとに排水量を記載します。実測データがない場合には、用水量等により記載します。
 - ④ その他参考となるべき事項
→排水水の排出先には、（ ）内に河川等の名称を記載します。
→河川排出の場合には、最終の排出先として、河川名（1級河川又は2級河川）を記載します。
→側溝や小河川を経由して、海へ排出している場合には、「（側溝）を経て（駿河湾）海へ」のように記載します。
→直接、海又は湖に排出している場合には、「（ ）を経て（直接相模湾）海へ」のように記載して下さい。

用水及び排水の系統



記載上の注意事項（別紙5「用水及び排水の系統」）

- ① 用水及び排水の系統
→フロー図、事業場の配置図等で、当該特定事業場の全ての用水（青色）及び排水（赤色）の系統を色別して記載します。
- ② 用途
→用水の使用用途を記入して下さい。（ボイラー水用水、原料用水、洗浄水、冷却水等）
- ③ 使用水
→用水の種類を記入して下さい。（上水道、工業用水、地下水、河川水、海水等）
- ④ 用水使用量
→使用する水の量を記載します。平均水量、最大水量のどちらかの記入が良いがどちらかに統一して下さい。（両方を記載しても構いません。）
→用途別用水使用量と記載されている用水・排水量が整合性があることを確かめて下さい。

参考事項

※業種 (分類項目名)	①	①	※細分類番号					
主要製品	金属部品 (オートバイ等)	③	担当部課係名	製造課工務係				
			フリガナ	〇〇 イチロウ	②			
			担当者職氏名	〇〇 一郎				
			フリガナ	〇〇 イチロウ				
			公害防止管理者	〇〇 一郎				
工場又は事業場の 従業員数	④	300人	工場又は事業場の 電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇				
資本金		20百万円	本社電話番号	⑥				
水質汚濁防止法による 初回届出	⑤	平成9年 5月 2日		〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇				
環境マネジメント システム導入の有無 (自社構築を含む)	無・ <input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 審査登録 機関名: 〇〇〇〇認証機構) 自社構築 2001年10月 1日 <input checked="" type="checkbox"/> 登録・構築							
今 回 の 概 届 出 要	特定施設の追加 ・ 65 酸又はアルカリによる表面処理施設 1新設 ・ 66 電気メッキ施設 2基更新 ⑦ 排水量の変更 変更前 190/238 m ³ /日 変更後 220/270 m ³ /日							
規 模 要 件 の あ る も の	特定施設 番号	要件	⑧	規模	特定施設 番号	要件	規模	
	1の2(イ)	豚房の総面積		m ²	66の7	業務の用に供する 部分の総面積	m ²	
	1の2(ロ)	牛房の総面積		m ²	66の8	同上	m ²	
	1の2(ハ)	馬房の総面積		m ²	68の2	病床数	床	
	64の2	浄水能力		m ³ /日	69の3	水産物に係る 売場面積	m ²	
	66の4	業務の用に供する 部分の総床面積		m ²	70の2	屋内作業場の 総床面積	m ²	
	66の5	同上		m ²	71の3	焼却能力 火格子面積	kg/時 m ²	
66の6	同上		m ²	72	人槽	人槽		
市町担当 記入欄	所属水域	⑨			下水道処理 区分の有無	⑨	有・無	

※業種欄は、日本標準産業分類(平成19年11月改訂版)による細分類番号、分類項目名を記入すること。

記載上の注意事項（別紙6「参考事項」）

◎ まず、様式欄外の「備考」を確認しておきましょう。

- ① 業種（分類項目名）及び細分類番号
→日本標準産業分類（平成19年11月改訂版）による該当する分類項目と細分類番号が分からない場合は、業種について必ず記載して下さい。
- ② 担当部課係名及び担当者職氏名
→届出に係る担当者（届出内容の問合せ先）について、所属、職及び氏名を記載して下さい。
- ③ 公害防止管理者
→選任している場合は記載して下さい。
- ④ 工場又は事業場の従業員数
→常時使用している従業員数（パートを含みます。）を記載して下さい。
- ⑤ 水質汚濁防止法による初回届出
→当該特定事業場の最初の届出（新設、政令追加）の受理年月日を記載して下さい。
- ⑥ 本社電話番号
→当該特定事業場と本社の所在地が別の場合に記載して下さい。
- ⑦ 今回の届出の概要
→今回の届出について、簡明でわかるように記載して下さい。
- ⑧ 規模要件のあるもの
→該当する要件を持つ場合にその規模を記載して下さい。
- ⑨ 市町担当記入欄
→「所属水域」、「下水道処理区分の有無」の欄は、市町の担当が記入するところです。

※ 記載スペースが十分でない場合、別紙に記載する。

1 ※~~特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）設置（~~使用、変更~~）届出書

2 平成25年 4月 1日

静岡県知事 川勝 平太 様

〒0000-0000

フリガナ シズオカシ00シ00チョウ
 住所 静岡県00市00町×-×-×
 フリガナ 00キンゾク カブシキカイシャ
 氏名 00金属株式会社
 代表取締役社長 静岡 太郎 印

届出者

〔氏名又は名称及び住所並びに
 法人にあってはその代表者の氏名〕

1

3

{ 水質汚濁防止法第5条第1項、第2項又は第3項（第6条第1項又は第2項、第7条）
 静岡県生活環境の保全等に関する条例第35条（第36条、第36条の2、第37条、第38条） } の規定により、特定施設
 （有害物質貯蔵指定施設）について次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		00金属(株)静岡工場	4	※整理番号		
工場又は事業場の所在地		〒0000-0000 00市00町×-×-×	5	※受理年月日	年 月 日	
県生活環境保全条例第35条	特定施設の種類の種類	/		※施設番号		
	有害物質使用特定施設の該当の有無			有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	※審査結果	
	△ 特定施設の構造			別紙1のとおり。	※備考	
	△ 特定施設の設備（有害物質使用特定施設の場合に限る。）			別紙1の2のとおり。		
	△ 特定施設の使用の方法			別紙2のとおり。		
	△ 汚水等の処理の方法			別紙3のとおり。		
	△ 排出水の汚染状態及び量			別紙4のとおり。		
	△ 排出水に係る用水及び排水の系統			別紙5のとおり。		
水濁法第5条第2項関係 県生活環境保全条例第36条	有害物質使用特定施設の種類の種類	/				
	△ 有害物質使用特定施設の構造					
	△ 有害物質使用特定施設の使用の方法					
	△ 汚水等の処理の方法					
	△ 特定地下浸透水の浸透の方法					
	△ 特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統					

記載上の注意事項（有害物質貯蔵指定施設設置（使用、変更））表面

◎ まず、様式欄外の備考を確認しましょう。

① 届出の名称、根拠条文等

→ 標題この様式は、このため、該当のない字句は、二重線（＝）で抹消し、届出の主旨を明らかにします。

② 届出日

→ 市町に提出し受理された日（受付印の日付）ですが、届出書に不備等があれば受理されないので、日付けを空欄にし、受理されることになってから、その場で日付けを記載します。

③ 届出者

→ 氏名及び住所を記入し押印しますが、法人にあつては、本社の住所、社名及び代表者の職名・氏名を記載の上、代表者印（印鑑登録済の印鑑、民間会社の場合は丸印）を押印します。押印は3部とも押印します。

→ 工場長等の代理者に届出手続きを委任している場合には、届出者欄には工場長等の代理者の職名、氏名を記載の上、委任状を添付します。

→ 委任状は写しで構いませんが、届出書3部にそれぞれ添付します。

④ 工場又は事業場の名称

→ 届出施設が設置される（されている）場所を示します。工場の場合、通常「〇〇会社〇〇工場」記載と、俗称や略称でなく正式な名称で記載します。

→ 以前の届出がある場合、名称に変更がないか確認しましょう。変更がある場合は、別途「氏名等変更届」を提出必要があります。（合併等による変更は、「氏名等変更届」ではなく、「承継届」を提出する場合があります。）

⑤ 工場又は事業場の所在地

→ 届出施設が設置される（されている）場所を示します。住居表示で示される地区は通常これを記載します。

→ 以前の届出がある場合、所在地に変更がないか確認しましょう。変更がある場合は、別途「氏名等変更届」を提出必要があります。（地番を住居表示に改めた場合も含めます。）

水濁法第5条第3項 関係	県生活環境保全条例第36条の2	有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	<input type="checkbox"/> 有害物質使用特定施設 <input checked="" type="checkbox"/> 有害物質貯蔵指定施設	6	
		△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙7のとおり。		
		△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙8のとおり。		
		△有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙9のとおり。		
		△施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙10のとおり。		

- 備考
- 1 特定施設の種類の欄及び有害物質使用特定施設の種類の欄には、水質汚濁防止法施行令別表第1及び静岡県生活環境保全等に関する条例施行規則別表第6に掲げる号(項)番号及び名称を記載すること。
 - 2 有害物質使用特定施設の該当の有無の欄には、該当するものにレ印を記入すること。なお、有害物質使用特定施設に該当しない場合には、別紙1の2を提出することを要しない。
 - 3 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別の欄には、該当する施設にレ印を記入すること。
 - 4 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。なお、可能な限り同一図面等の中に複数の記載を行うことで、図面等の数は必要最低限とすること
 - 5 ※印の欄には、記載しないこと。
 - 6 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
 - 7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
 - 8 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

記載上の注意事項（有害物質貯蔵指定施設設置（使用、変更））裏面

◎ まず、様式欄外の「備考」を確認しておきましょう。

⑥ 有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別

→有害物質使用特定施設か有害物質貯蔵指定施設をレ点で記載します。

→△印の欄については、別紙に記載すると共に、図面、表等を利用し 分かりやすく記載して下さい。

① 有害物質使用特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造

工場又は事業場における施設番号	C-1	②	C-2	②
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設		有害物質貯蔵指定施設	
型式	貯蔵タンク (〇〇社製△△)		貯蔵タンク (〇〇社製△△)	
構造	ステンレス製（構造図は資料●のとおり）		ポリエチレン製（構造図は資料●のとおり）	
主要寸法	直径1500mm×6000mm×2基		1000mm×1000mm×1500mm×1基	
能力	貯蔵量 各10000L		貯蔵量 1500L	
配置	③ 化学工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)		めっき工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)	
床面及び周囲	④ 床面は厚さ100mmのコンクリートで、 エポキシ樹脂で被覆 周囲には防液堤を設け、流出を防止 (貯留量〇m3)		床面は厚さ100mmのコンクリート 周囲には側溝を設け、流出を防止	
設置年月日	年 月 日		年 月 日	
工事着手予定年月日	平成25年 1月15日		平成25年 1月15日	
工事完成予定年月日	平成25年 5月 1日		平成25年 5月 1日	
使用開始予定年月日	平成25年 5月10日		平成25年 5月10日	
その他参考となるべき事項				

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置を記載すること。

記載上の注意事項（別紙 1 2 「有害物質貯蔵指定施設の構造」）

- ◎ まず、様式欄外の備考を確認しておきましょう。

- ① 標題
→該当しない字句を二重線（＝）で抹消します。

- ② 工場又は事業場における施設番号
→「C-1」は化学工場の例です。
→「C-2」はメッキ工場の例です。

- ③ 配置
→図面等に位置を明確に記載します。
地下に設置されている場合、地下設置が分かるように記載して下さい。

- ④ 床面及び周囲
→床面の材質、厚さ、対浸（対薬品）性、防液堤等の状況を記載します。

① ~~有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）の設備

工場又は事業場における施設番号	C-1	C-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設備 ②	地上配管、バルブ、フランジ	なし
構造 ③	ステンレス製	
主要寸法 ④	地上配管 直径200mm×50m バルブ 2箇所 フランジ 3箇所	
配置	化学工場の屋外から化学工場1階 (配置は、資料●のとおり)	
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成25年 1月15日	平成25年 1月15日
工事完成予定年月日	平成25年 5月 1日	平成25年 5月 1日
使用開始予定年月日	平成25年 5月10日	平成25年 5月10日
その他参考となるべき事項 ⑤		

備考 配置の欄には、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備の配置を記載すること。

記載上の注意事項（別紙13「有害物質貯蔵指定施設の設備」）

◎ まず、様式欄外の備考を確認しておきましょう。

① 標題

→該当しない字句を二重線（＝）で抹消します。

② 設備

→施設に付帯する配管等、排水溝等の設備の名称を記載します。

③ 構造

→設備の材質を記載する。検知設備がある場合には記載します。

④ 主要寸法

→設備のうち主なものの寸法を記載します。

→配管については、地下配管（トレンチ）地下配管（埋設・2重管）などのケースも考えられるので、トレンチ、2重管の場合は、その構造についても記載して下さい。

⑤ その他参考となるべき事項

→有害物質を含む水が流れない場合、構造等に関する基準が適用されないので、その旨を記載して下さい。

① ~~有害物質使用特定施設~~（有害物質貯蔵指定施設）の使用の方法

工場又は事業場における施設番号	C-1	C-2
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の別	有害物質貯蔵指定施設	有害物質貯蔵指定施設
設置場所	化学工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)	めっき工場の屋外に設置 (配置は、資料●のとおり)
操業の系統	〇〇反応施設にベンゼンを供給	廃液の貯蔵
使用時間間隔	1週間に1回	1日に1回
① 1日当たりの使用時間	1時間/日	10分/日
使用の季節的変動	なし	なし
原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び1日当たりの使用量 (有害物質使用特定施設の場合に限る。)		
貯蔵する有害物質の種類 (有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。)	ベンゼン（〇～〇%）	シアンを含む廃液（含有率〇～〇%）
その他参考となるべき事項		廃液は月〇回の頻度で、産廃として処理を委託している。 (〇〇会社委託)

備考 有害物質貯蔵施設の場合には、使用時間間隔の欄及び1日当たりの使用時間の欄には、それぞれ当該施設への有害物質を含む水の供給時における当該施設の使用時間間隔及び使用時間を記載すること。

記載上の注意事項（別紙14「有害物質貯蔵指定施設の使用の方法」）

- ◎ まず、様式欄外の備考を確認しておきましょう。
- ① 標題
→該当しない字句を二重線（＝）で抹消します。
- ② 「使用時間間隔」、「1日当たりの使用時間」
→当該施設へ有害物質等供給時の状況を記載します。

※用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）

施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）	①									
	(化学工場の例) 搬入：タンクローリーから供給 1週間に1回、1時間 搬出：配管をとおり、特定施設である〇〇施設に供給 連続供給、1日1000L (めっき工場の例) 搬入：シアンを含む廃液を1日1回、〇〇を用いて施設に搬入 搬出：産業廃棄物処理業者が用意した容器にて搬出									
用途別用水使用量	用	途	使	用	水	用	水	使	用	量

備考 有害物質貯蔵指定施設の場合には、用途別用水使用量の欄には記載しないこと。

記載上の注意事項（別紙15「用水及び排水の系統（搬入及び搬出の系統）」

- ◎ まず、様式欄外の備考を確認しておきましょう。
- ① 施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水及び排水の系統（有害物質使用特定施設の場合に限る。）又は貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統（有害物質貯蔵指定施設の場合に限る。）
→必要に応じ、搬入及び搬出系統が分かる図面を添付して下さい。
- ② 用途別用水使用量
→有害物質貯蔵指定施設の場合、記載しません。

記載上の注意事項（その他添付資料）

- ◎ 法14条第5項に規定されている定期点検の実施、記録と保存と関連する省令第9条の2の2第2項に規定される「管理要領」等の添付が望ましい。

氏名等変更届出書

1 平成25年 4月 1日

静岡県知事 川勝 平太 様

〒0000-0000
 フリガナ シズカカ 〇〇シ 〇〇マチ
 住 所 静岡県〇〇市〇〇町〇×-×-×
 届出者
 フリガナ 〇〇サキョウカブシカイシャ
 氏 名 〇〇産業株式会社

2

3

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

代表取締役社長 シズカカ サプロウ 静岡 三郎

印

氏名（名称、住所、所在地）に変更があったので、

- ~~大気汚染防止法第11条（第18条の13第2項において準用する場合を含む。）~~
- 水質汚濁防止法第10条
- ~~騒音規制法第10条~~
- ~~振動規制法第10条~~
- ~~ダイオキシン類対策特別措置法第18条~~
- 静岡県生活環境の保全等に関する条例第18条
- ~~（第20条、第41条、第57条、第67条、第84条及び第96条において準用する場合を含む。）~~

の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	工場名： 〇〇産業(株)静岡工場 代表取締役社長 静岡 次郎	※整理番号	
	変更後	工場名： 〇〇産業(株)静岡第一工場 代表取締役社長 静岡 三郎	※受理年月日	年 月 日
変更年月日	5	平成 25年 3月 15日	※施設番号	
変更の理由	組織変更		※備考	
フリガナ	〇〇サキョウ(カブ)シズカカ イチコウジョウ			
工場又は事業場の名称	〇〇産業(株)静岡第一工場			
フリガナ	〇〇シ〇〇チョウ××バンチ			
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町××番地		6	

- 備考
- ※印の欄には記入しないこと。
 - 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

記載上の注意事項（氏名等変更届出書）

- ◎ この届出が必要な場合は以下の場合です。
 - 工場又は事業場の名称、所在地が変更になった場合
 - 氏名又は名称、住所が変更になった場合
 - 法人の代表者が変更になった場合

※代表者から届出手続きを委任された工場長等の代理者が変更になっても、届出不要です。
 - ◎ 変更があったその日から30日以内に届出ることになっていますので、注意しましょう。
 - ◎ まず、様式欄外の「備考」を確認しておきましょう。
 - ◎ 氏名等変更届出書も、各種環境法令関係の共通の様式となっています。
-
- ① 届出日
 - 市町に提出し受理された日（受付印の日付）ですが、届出書に不備等があれば受理されないので、日付けを空欄にし、受理されることになってから、その場で日付けを記載します。
 - ② 届出者
 - 氏名及び住所を記入し押印しますが、法人にあっては、本社の住所、社名及び代表者の職名・氏名を記載の上、代表者印（印鑑登録済の印鑑、民間会社の場合は丸印）を押印します。押印は3部とも押印します。
 - 工場長等の代理者に届出手続きを委任している場合には、届出者欄には工場長等の代理者の職名、氏名を記載の上、委任状を添付します。
 - 委任状は写しで構いませんが、届出書3部にそれぞれ添付します。
 - ③ 変更の内容、根拠条文
 - 該当のない字句は、二重線（＝）で抹消し、変更の内容や根拠条文により、届出の主旨を明らかにします。
 - ④ 変更後
 - 今回変更になった部分をすべて記載します。
 - ⑤ 変更年月日
 - 変更になった日から30日以内に提出します。
 - ⑥ 工場又は事業場の名称、工場又は事業場の所在地
 - 工場の場合、通常「〇〇会社〇〇工場」と記載します。俗称や略称でなく正式な名称で記載します。
 - 住居表示で示される地区は通常これを記載します。
 - 変更がある場合は、変更後の名称や所在地です。

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）使用廃止届出書

静岡県知事 川勝 平太 様

平成25年 4月 1日

〒0000-0000

フリガナ シズカケ 0000マチ
住所 静岡県00市00町0X-X-X

届出者

フリガナ 00キョウカブシカイシャ
氏名 00産業株式会社

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名〕
グレイトシマキヤチヨシ シズオカ サプロウ
代表取締役社長 静岡 三郎

1

特定施設（~~有害物質貯蔵指定施設~~）の { 一部 } の使用を廃止したので、
全部

{ 水質汚濁防止法第10条 } の規定により、次のとおり届け出ます。
~~静岡県生活環境の保全等に関する条例第41条において準用する第1条~~

フリガナ	00キョウカブシカイシャ	※整理番号	
工場又は事業場の名称	00産業(株)静岡工場	※受理年月日	年 月 日
フリガナ	0000チョウXXXバンチ	※施設番号	
工場又は事業場の所在地	00市00町XXX番地	※備考	
特定施設の種別	10(イ)、(ロ) 飲料製造業の用に供する原料処理施設 洗浄施設		
特定施設の設置場所	別添図面のとおり		
使用廃止の年月日	平成 25年 3月 15日		
使用廃止の理由	生産量減少のため		

- 備考 1 ※印の欄に記入しないこと。
2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することが出来る。
3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

記載上の注意事項（特定施設使用廃止届出書）

◎ この届出が必要な場合は以下の場合です。

→特定施設が廃止（全部又は一部）になった場合

→特定施設番号72の「し尿処理施設」を設置している特定事業場が、公共下水道に接続した場合（この場合、当該「し尿処理施設」を使用しないことは明らかです。）

※ 72の「し尿処理施設」以外を設置している特定事業場が、公共下水道に接続した場合には、特定施設は使用廃止してはいないので、原則として、61日前までに、特定施設変更届出書（水質汚防止法第7条関係）の提出が必要となります。

※ 特定施設の一部廃止の場合、原則として、61日前までに、特定施設変更届出書（水質汚防止法第7条関係）の提出が必要となります。一部廃止でも土壤汚染対策法第3条1項の規定に該当する場合があります。

◎ 廃止になった日から30日以内に届出ることになっていますので、注意しましょう。

◎ まず、様式欄外の「備考」を確認しておきましょう。

① 標題の内容、根拠条文

→該当のない字句は、二重線（＝）で抹消し、届出の内容や根拠条文により、届出の主旨を明らかにします。

② 届出日

→市町に提出し受理された日（受付印の日付）ですが、届出書に不備等があれば受理されないので、日付けを空欄にし、受理されることになってから、その場で日付けを記載します。

③ 届出者

→氏名及び住所を記入し押印しますが、法人にあつては、本社の住所、社名及び代表者の職名・氏名を記載の上、代表者印（印鑑登録済の印鑑、民間会社の場合は丸印）を押印します。押印は3部とも押印します。

→工場長等の代理者に届出手続きを委任している場合には、届出者欄には工場長等の代理者の職名、氏名を記載の上、委任状を添付します。

→委任状は写しで構いませんが、届出書3部にそれぞれ添付します。

④ 工場又は事業場の名称、工場又は事業場の所在地

→工場の場合、通常「〇〇会社〇〇工場」と記載します。俗称や略称でなく正式な名称で記載します。

→住居表示で示される地区は通常これを記載します。

⑤ 特定施設の種類

→水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び施設の名称を記載します。

⑥ 使用廃止の年月日

→廃止した日から30日以内に提出します。

承継届出書

① 平成25年 4月 1日

静岡県知事 川勝 平太 様

〒0000-0000
 シズカカ 000シ00チヨウ
 静岡県000市00町×-×

届出者

フリガナ
 住所

フリガナ
 氏名

00カキョウカブシカアイヤ
 00産業株式会社

②

〔氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名〕

ダケオトリシヤカクヤカ シズオカ サプロウ
 代表取締役社長 静岡 三郎

印

③

特定施設（有害物質貯蔵指定施設）に係る届出者の地位を承継したので、

{ 水質汚濁防止法第11条第3項
 静岡県生活環境の保全等に関する条例第10条第3項
 （第20条、第41条、第57条、第67条、第84条及び第96条において準用する場合を含む。） }
 の規定により、次のとおり
 届け出ます。

フリガナ 工場又は事業場の名称	00カキョウカブシカカシズカカ 00産業(株)静岡工場	※ 整理番号	
フリガナ 工場又は事業場の所在地	000シ00チヨウ 000市00町×-×	④ ※ 受理年月日	
{ 施設 特定施設 特定作業 } の種類	10(イ)、(ロ) 飲料製造業の用に供する原料処理施設 洗浄施設	⑤ ※ 施設番号	
{ 施設 特定施設 特定作業の場所 }	別図のとおり		
承継の年月日	平成 25年 3月 15日	⑥	
被承継者	氏名又は名称	00産業株式会社	※備考
	住所	静岡県島田市00×丁目×-×	
	工場又は事業場の名称	00飲料工場	
承継の原因	買収		

- 備考
- ※印の欄には記入しないこと。
 - 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつてはその代表者）が署名することができる。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

記載上の注意事項（承継届出書）

- ◎ 特定施設の届出者の地位を承継した場合とは、以下の場合です。
 - 特定施設を譲り受けた者
 - 特定施設を借り受けた者
 - 特定施設の届出をしている者（個人）について、相続が生じた場合の相続人
 - 特定施設の届出をしている法人が合併した場合、合併により設立した法人又は合併後存続した法人
 - 特定施設の届出をしている法人が分割した場合、分割により当該特定施設を承継した者
- ◎ 承継した日から30日以内に、地位を承継した者が届出ることになっていますので、注意しましょう。
- ◎ 特定施設の承継により、当該特定事業場の連絡先、担当者等が変更となるため、それらの状況を把握するため、「参考事項」（特定施設設置届出書の様式）を添付して下さい。
- ※ 特定施設の届出している法人が、特定施設を設置していない法人を吸収合併する際に、社名を変更するケースがあるが、この場合は、「承継」ではなく、単なる「社名変更」であるので、「氏名等変更届出書」の提出が必要となる。（特定施設の移動がないため）
- ◎ まず、様式欄外の「備考」を確認しておきましょう。
 - ① 届出日
→前届出の注意事項を参照して下さい。
 - ② 届出者
→前届出の注意事項を参照して下さい。
 - ③ 根拠条文、施設や作業名
→前届出の注意事項を参照して下さい。
 - ④ 工場又は事業場の名称、工場又は事業場の所在地
→承継された後の当該工場の名称を記載します。
 - ⑤ 特定施設の種類
→水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる項番号及び施設の名称を記載します。承継した特定施設全てを記載します。
 - ⑥ 承継の年月日
→承継した日より30日以内に提出します。（3部）
 - ⑦ 被承継者
→被承継者については、元の届出者の氏名等を記載します。